

福生青年会議所
褒賞規定

福生青年会議所褒賞規定細則

第1条 目的

本規定は、JC運動の発展と高揚に資するため、JC運動に貢献した個人及びグループを褒賞することを目的とする。

第2条 褒賞特別委員会の構成

1. 褒賞特別委員会（以下、褒賞委員会と称する）は、理事長・直前理事長・副理事長・専務理事及び監事により構成する。但し、褒賞委員長が必要と認める場合にはこれ以外の者を含めることができる。
2. 委員長には、直前理事長がこれにあたる。
3. 本委員会には、代理人及びオブザーバーの出席を認めない。

第3条 申請及び推薦

1. 褒賞委員会は、会員に褒賞についての啓蒙を行なうとともに、毎年褒賞申請書の提出期限を決定し、毎年10月末日までに理事に通知する。
2. 褒賞の推薦は理事が行ない、提出期日までに申請書を褒賞委員会に提出する。

第4条 褒賞の推薦方法

褒賞の推薦には所定の申請書類を使用しなければならない。

1. 申請書（別掲）
2. 参考資料
 - (1) 例会出席・委員会出席の一覧表。
 - (2) その他、理事は審査に必要と思われる資料（アルバム、議事録、報告書等）を添付することができる。

第5条 審査の基準

1. 褒賞の対象となる時期は、原則として本事業年度における功績に対して行なう。但し、必要に応じてそれ以前の活動をも考慮することができる。
2. 審査の方法及び基準は、次の通りとする。

- (1) 審査書類
提出期限・申請書の回数・その他参考資料の頁数・その他の的確か否かを審査する。

- (2) 第一次審査

- ①個人賞：例会及び委員会の出席率がともに90%以上であること。理事については更に理事会の出席率も90%以上であること。但し、第6条第7項及び第9項の場合はこの限りではない。
- ②グループ賞：そのグループの例会及び委員会出席率がともに70%以上であること。但し、第6条第5項の場合はこの限りではない。

- (3) 第二次審査
審査の方法は原則として次による。

- ①次の②を基準にして採点により行なう。採点は評価の高いものから、5, 4, 3, 2, 1とする。
審査員一人の採点は5項目、各5点満点計25点で採点し、全審査員の点数を総計する。

- ②点数の内容については、次の通りとする。

- 5点 非常にすぐれていると評価するもの
- 4点 ややすぐれていると評価するもの
- 3点 普通程度と評価するもの
- 2点 もう少し協力した方が良いと評価するもの
- 1点 あまり評価のないもの

- ③個人賞基準

- (a) JC運動の理解度…参画度
- (b) メンバーに与えた影響度…指導制・協調性

- ④グループ賞基準

- (a) 事業目標への企画性
- (b) 事業活動の企画性
- (c) メンバーに与えた影響度
- (d) 参考資料の充実度

第6条 褒賞の種類

褒賞の種類と数及び資格を次の通り定める。

1. 最優秀 J C 賞 1名
本会議所の会員に対して、J C 運動並びに本会議所に顕著な貢献のあったものに与える。
2. 優秀 J C 賞 5名以内
本会議所に対し、功績のあった会員に年間5個の範囲以内で与える。
3. 最優秀新人賞 1名
本会議所の会員にして、入会の日から2年を経過する日の属する事業年度までにおいて J C 運動ならびに本会議所に顕著な功績のあったものに与える。
4. 最優秀グループ賞
本会議所の委員会・研究会等にして、J C 活動を通じて最も顕著な功績のあったグループに与える。
5. 優秀グループ賞
本会議所の委員会・研究会等にして、本会議所に対して功績のあったグループに対し、年間5個の範囲内で与える。
6. 特別功労賞
本会議所会員外にして、本会議所に対し、特に功績を与えた個人及び団体に対して贈呈する。
7. 特別 J C 賞
本会議所の会員にして、本会議所に対し、永年にわたって、特に功績を与えた個人に対し与える。
8. 100%出席賞
本会議所の会員にして、例会及び総会の出席率が100%のものに与える。
9. 理事長賞
理事長は、褒賞委員会の承認を得て、本会議所の会員にして、本会議所に対し特に貢献があったと認めるものに与えることができる。ただし、第3条、第4条及び第5条の規定は適用せず、第7条に定める副賞の費用については理事長の個人負担とする。

第7条 褒賞の内容

褒賞受賞者には、賞状及び褒賞委員会が定める副賞を贈る。但し、第6条に定める理事長賞の副賞については、この限りではない。

附則

本規定は1979年12月8日より施行する。

附則（1995年8月31日）

第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条については、1996年1月1日より施行する。